

# 淀川水系流域委員会 第13回淀川部会

## 議事録 (確定版)

日時：平成 14 年 3 月 14 日 (木) 15 : 00 ~ 19 : 00

場所：大阪会館 Aホール

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは定刻となりましたので、只今から淀川水系流域委員会第 13 回淀川部会を開始させて頂きたいと思ます。

私、司会進行を担当させて頂いています、庶務の三菱総合研究所の新田です。どうぞよろしくお願ひします。

まず、資料の確認です。「議事次第」,「発言にあたってのお願い」,資料 1-1「第 8 回委員会結果概要(暫定版)」,資料 1-2「第 8 回委員会 資料 2・中間とりまとめ骨子について」,資料 3-1「検討課題についての意見成立資料(案)」,資料 3-2「委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見とりまとめ表(案)」,資料 3-3「一般からのご意見とりまとめ表(案)」,資料 4「淀川部会における委員発言に対応する資料」,資料 5「現状・課題・方向性検討についての資料」,参考資料 1「第 12 回淀川部会の結果概要」,参考資料 2 が「委員および一般からの意見」,参考資料 3「検討スケジュール(案)」,以上です。

委員のお手元の方に過去の河川管理者からの提供資料等をまとめたファイルを各テーブルに 1 つ置かせて頂いております。議論の際の参考にして頂ければと思ます。

それから、後ほど、一般傍聴の方々にご意見を頂く機会を設けております。その際は「発言にあたってのお願い」をご一読の上で、ご発言をよろしくお願ひいたします。なお、審議中の発言はご遠慮頂いております。よろしくお願ひいたします。また、携帯電話等をお持ちの方は電源をお切り頂くよう、ご協力お願ひいたします。

それから、只今委員席の方にこの青い色のチラシを 2 枚、有馬委員から「自然豊かな淀川を目指して 第 9 回環境委員会開催のご案内」というチラシと、川上委員から「三重環境県民会議・環境創造活動助成事業 柘植川水質調査報告会」というチラシのご提供がありましたので、お配りさせて頂いております。

それでは、本日は 19 時に終了の予定です。ご協力のほど、よろしくお願ひします。

では、審議に移りたいと思ます。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

では、只今から淀川水系流域委員会淀川部会の審議に入りたいと思ます。本日は中間とりまとめにつきまして、委員の皆さま方からご意見を頂きたいということです。委員会の方でいろいろ議論しまして、大体このようにとりまとめていこうかという骨子が 1 つあります。

もう 1 つは、淀川部会中間とりまとめについて作業部会で作成した資料があります。この資料について、これから審議を進めたいと思ます。

まず、第 8 回委員会の結果概要と、資料 1-1、資料 1-2 について庶務の方から説明をお願ひしたいと思ます。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

[省略：資料 1-1、資料 1-2 について説明]

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

どうもありがとうございました。

引き続き、淀川部会の中間とりまとめに関する作業部会の報告をお願いしたいと思います。中間とりまとめの作業部会をするにあたりましては、今本委員、川上委員、原田委員、それから私の 4 名で作業しました。基本的な考え方としては、委員会の中間とりまとめの骨子で理念や基本的な考え方については十分議論されるのではなかろうかという考え方で、淀川部会では淀川の問題点、治水、環境、利水といったものをどのような考え方で整備していかなければいけないのかといった基本的なことに重点を置いてディスカッションしてまとめたものです。

中身につきまして、詳しいことを庶務に説明して頂きます。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

[省略：資料 2 について説明]

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

どうもありがとうございました。

これからの中間とりまとめの進め方ですが、できるだけ具体的な議論を重点的に進めていきたいと思います。資料 2 の 5 ページ以降について、委員の皆さま方のご意見を伺うような形で進めたいと思います。

まず、5 ページ、淀川の特長です。やはりいろいろ考えていくにあたっては淀川の特長や、どういうところに問題があるかといったことを把握した上で計画を考えていかなければならないのではないかと思います、まとめたわけです。これについて、例えば、抜けている点、修正すべき点等のご意見があったら是非教えて頂きたいと思います。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

どうも抜けている点があるのではないかと思います。5 ページの「地勢的特性」か、「社会的特性」か、どちらかに入れるべきだと思うことは、淀川流域は大都市であり産業の中心地であるということです。鉄橋がある、地下街もある、周辺に大きな団地がある、道路網が縦横に走っている、そういうものの将来の長期計画によってもかなり影響を受けるのではないだろうかと思います。或いは防災の面でも、大都市というのは相当問題があるわけです。これは、絶対抜いてはならない基礎条件ではないかと思います。川そのものの特性ではないけれど、川がこれらに対応できるように、その辺の問題をやはり入れておかないといけないのではないかと思います。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

どうもありがとうございました。

それはおっしゃる通りですね。5 ページの最下部の欄にそういったことを書いておりま

すが、「地勢的特性」と「社会的特性」にも入れていきたいと思います。

有馬委員（淀川部会）

5 ページの表の上部に「他の河川と全く違う独特な河川」とあります。わかったようなわからないような記述です。ひょっとすると倉田委員のおっしゃったことは、ここに入るのかなと感じております。

それから、「環境的特性」の「瀬田川・宇治川」の欄に加えて欲しいのですが、宇治川のヨシ原があります。向島地区に立派なものがあります。それから、「淀川本川」の「環境的特性」の鵜殿地区に加えて、豊里地区、中津地区というのを是非加えておいて頂きたいと思います。

それから、もう1つですが、「淀川本川」の「地勢的特性」に「流量が安定」と書かれてあるのですが、現状は悪い方に安定していますから、悪い方に安定という意味ですね。何かうまいこと表現できないかなということを考えています。

和田委員（淀川部会）

淀川の場合、河口に汽水域があります。汽水域は、最初に溶存酸素がなくなるところだと思います。そういうところは、淀川部会では議論しないということになるのでしょうか。環境を考える際に、汽水域というのはセンサーになりやすい場所です。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

それも含めて考えるべき問題だと思います。汽水域は淀川本川特有の問題ですから、確かにおっしゃる通りだと思います。

作業部会は限られた人数でやっていますから、抜けている点があるのではないかと思います。他に何かお気づきになった点はありませんか。

塚本委員（委員会・淀川部会）

とてもうまく整理はされているのですが、一番リアルに表現されていないのは「暮らし」ではないかなと思います。暮らしと川との関係というのは、もっと浮かび上がってきてもよいのではないかなと思います。

例えば、破堤して被害を受ける時に被害の程度をどうあらかわすか、例えば人口密度であらかわすとしたら、逆にそういう人たちが川の復元に対してどのくらい関わってやっていけるかというようなことも、将来的には大事なことだろうと思います。

それからもう1つは、風土に合った川、長年そこで長く暮らしてきたということは、ある意味では風土に合っているのですから、住居の移転という場合も、流域全体で考えるべきだろうと思います。もし移転せざるを得ないような状況が生まれた時には、流域や周辺での調整ということも必要ではないかなと思います。

もう1つは、川幅の何倍か、或いは何十倍かを規定して、こういう暮らしと川との関係で復元していくということがもう少し具体的に今後あらわれてきたら、面としての川の復

元ということに対して、非常に意味をなしてくるのではないかなと思います。

小竹委員（淀川部会）

文化的特性の中での中之島や大川の方の、欄干や橋梁のかけ方等の芸術的な部分がどこまで関連するかという問題もあるわけです。欄干がそのまま無機質に繋がっているのを、将来余裕が出てきた時に昔のような獅子を彫刻するといったことも考えて頂きたいと思います。本川の流れでも、噴水の遊びや照明とか、最近いろいろなことで「芸術」が出てきますから、「芸術」という言葉を「文化的特性」の中に入れておいて頂ければと思います。

紀平委員（淀川部会）

「淀川流域全体」の「地勢的特性」の欄に「出水に季節差、時間差がある」と書いてあります。有馬委員が触られたのですが、私は水の中の生物の調査をしております、真夏のかんかん照りであっても、京都南部洪水警報が出て、ざっと水が流れてくるのです。雨の降る季節や時間でなくても急に水が流れてきて増水することがあります。魚たちは迷って急に浅瀬に産卵し始めるという現象をよく見かけます。淀川の魚は非常におかしな習性を持たされているという感じがしております。

ですから、宇治川で一番そういった影響があるわけで、天ヶ瀬とそれから上の瀬田の洗堰ですね。その操作を十分考えてもらわないと、淀川本川の生物相というか、河川の生態系に非常に大きな影響を与えているので、そういうことも是非書いておくようお願いしたいと思います。

川上委員（委員会・淀川部会）

今、紀平委員がおっしゃったことを具体的に5ページの表に表現するとすれば、「かつて出水に季節差、時間差があった」と過去形であらわさざるを得なくなりますが、いかがでしょうか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

「社会的特性」になると思うのですが、木津川、瀬田川・宇治川、桂川、この3つについては漁業として使われているのです。これは、産業としての意味と同時に、川から価値を得る、生産活動をしているという点でも意味があります。また、川の漁業は海の漁業と違いまして、たくさんのレジャー客をサポートするわけですから、もっと広い意味があるわけですね。

しかし、いずれにしても、木津川、瀬田川・宇治川、桂川については漁業があると思います。本川には漁業権はないですから、この3つについては1つの特徴として入れて頂くべきだと思います。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

この表は、これからかなり膨らんでいくのだらうと思います。ここには非常に簡潔に書

いてあるのですが、今後これは文章化されるのですね。例えば、「瀬田川・宇治川」の「環境的特性」に「横断方向の不連続」と書いてあるのですが、これだけではちょっとわからないので多分説明的な表現になると思います。

この表にさらに加える必要があると思っているのは、「地勢的特性」と「環境的特性」にも関係するのですが、まず「地勢的特性」で、通常時の各河川の流量がわかるようなもの、また、過去最大でどのような流量があったかをデータの的にわかるようにしたいと思います。

それから、利水のための取水が各河川のどこでどの程度行われているかというのを、これもコンパクトに書いておく必要があると思います。

もう1つは下水です。下水は、各河川のどこでどの程度のものが入ってきているのかということです。これは、「環境的特性」に非常に影響のある部分だと思います。データのなものを書いておかないといけないと思うので、その辺を盛り込んで頂きたいと思います。

榭屋部会長代理（委員会・淀川部会）

わかりました。いろいろとありますが、あまり特性ばかりこだわっていてもしょうがないので、次は6ページの方に移りたいと思います。ここは現状認識と問題点ということで、治水面、利用面、環境面をとりあげています。7ページにも問題点をまとめていますので、あわせて何かご意見を頂きたいと思います。

荻野委員（淀川部会）

河川整備計画策定後の治水、利水を考える場合に、河川を管理する官の立場と、それを利用する民の立場と、それから例えば水の利用者という意味においては関係市町村の上水道、民間企業の工業用水、農業用水、民間企業である発電用水等々があります。

仮に利水という考えに立てば、淀川というのは非常にユニークな特徴があります。淀川は、湯水流量が非常に豊富だということですね。ですから、5ページの「流量が安定」というのは多分そういう意味合いで書かれているのではないかという気がしますが、抽象的な文言を使うことによって、内容それ自身が非常にあいまいになるということは避けなければいけないと思います。

淀川に限らず、日本の河川は河川管理者である国土交通省が水利権の許可権を持っており、かつ河川整備の実務を担当し、ということで、許可権者みずからが事業者の一端も持ち得るような仕組みが河川法の中にあります。このため、河川管理をトータルに行えないといつも議論されるわけです。6ページの現状認識・問題点では、行政が河川に対してどのようなスタンスでやっていけばよいのかというようなことも是非議論して頂きたいと思います。

特に、農業用水の転用問題です。これは、例えばダム等の選択肢を考える時にも議論になるかと思いますが、ですから、もう少し突っ込んで議論する必要があると思います。それから、経済性からの視点も必要です。公共事業が水膨れ的に膨らんでいる状況で、どうすれば将来的に大きな赤字を解決できるのか、多分、直接、淀川に関係するとは思いませんが、その辺も組み込んで議論してはどうかと思います。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

今のお話は、主に利水、利用の話になるのでしょうか。

荻野委員 (淀川部会)

そうですね。それから、発電のこともあります。

利水を考える時には、6ページの水需要予測、需要者の要望、節水行動、この辺のことになるかと思えます。5ページでは、「社会的特性」の「上水、工水の供給源」にあたると思えます。

利水面で見ますと、要望ないしは認識が、少し抽象的或いはあいまいになっているかなという気がいたします。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

話の趣旨はよくわかりました。

例えば6ページでの利水面の問題点と、あと、14ページにも水利用の考え方が、7ページにも利水面のことがあるのですが、どこにどのように書いたらよいのでしょうか。具体的に何かよいご提案はありませんか。

今本委員 (委員会・淀川部会)

今のご意見は、6ページの「社会面での問題」に入れてはどうでしょうか。

荻野委員 (淀川部会)

そうですね、そこでよいと思えます。

今本委員 (委員会・淀川部会)

実は、ここに何も書いてないのですが、何も書かないと言うわけではありません。作業部会でもここについて非常に長時間検討させてもらったのですが、まとめる方もたいへんだったと思えますし、抜けているところも多々あると思えます。是非この機会に指摘して頂いて、より良いものにしたいと思えます。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

7ページの「全体的課題」の「淀川流域全体」のところに「川と触れ合う帰化の低下」というのがあります。この「帰化の低下」というのが、よくわからないのです。もっと一般的にわかりやすい表現にして頂かないと、よくわからないです。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

「帰化」ではなく「機会」です。訂正させていただきます。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

それから、もう1つあります。

7ページの「瀬田川・宇治川」の「環境」で、「琵琶湖との不連続性」とあります。もしもこれが不連続で完全に切れているのであれば殊さらこんなことを書く必要はないわけで、琵琶湖と連続性があるからここに書いてあるのではないのですか。ですから、この表現のままでは誤解を招くのではないかと思いました。連続性のあり方の問題がいろいろと環境保全に関わるということであって、これは連続しているからこそ環境の問題が出てくるわけでしょう。それを不連続と言うとおかしいです。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

その時に議論になったのは、洗堰等による不連続の問題といった話題が出ていたのです。例えば魚がそのままスムーズに川を上がっていかないとかいった意味で書いているのです。環境面での現状の問題というところえ方をしたのです。瀬田川、宇治川ですと、天ヶ瀬ダムがあって、魚がそれ以上、上には行けないということがあります。さらには瀬田の洗堰があって、上に行きにくいという状況です。そういう点で魚にとっては不連続であるという意味で書いたつもりです。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

では、直すべきです。「琵琶湖との不連続性」という表現のままではいけないと思います。魚の溯上と、或いは流下と言う点で不連続性と言うならわかりますが、琵琶湖との不連続性と言うと大変な誤解を招きます。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

わかりました。

今本委員 (委員会・淀川部会)

ここにはキーワードを書いて、後ほど文章化しようということになっています。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

ですが、誤解を招くような表現はどうかと思います。

今本委員 (委員会・淀川部会)

それはわかります。しかし、もう少し協力的に積極的な意見を言ってもらえるとありがたいのです。より良い方向に発言してもらおうようにお願いします。

渡辺委員 (淀川部会)

今日初めて作業部会の内容を見て、なるほどと納得しています。しかし、何が欠けているかと言われましてもちょっとすぐには答えられません。

例えば 5 ページにまた戻りますが、「地勢的特性」の中に、上流にダムがあるとか、ないとかというような記述も入れておくべきではないかと思います。

これを持ち帰ってじっくり調べればまたいろいろな問題が出てくると思いますから、次回にでも付け加えて頂くということにさせて頂きたいと思います。

榭屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

実はその辺も含めて、先ほどもちょっと相談していたのですが、今日この資料だけを見ていて急にご意見は出てこないと思いますので、4月5日までにご意見を頂いて、さらにこの資料に追加してゆくということを考えております。

大手委員 (淀川部会)

7 ページの「木津川」の「全体的課題」で「多数のダムの存在 (土砂供給等の問題)」という記述があります。ダムで土砂をとめて、下流へ流れないから問題だという意味でここに書かれていると思いますが、その他に、木津川流域の上流の森林部の水源はやはり土砂を出すのだということをもう少し書いたほうがよいと思います。森林があっても、取り扱いによっては土砂を流します。

紀平委員 (淀川部会)

6 ページの「環境面での問題」に「依然として水質が悪い」と書かれていますが、ここに「特に底質が悪い」とつけ加えて欲しいなと思います。水質はむしろよくなっているというデータもあります。SS や BOD が横ばいだ、よくなっているという話をよく聞くのですが、それは上水 (水底ではなく上の方の水) を調べているのです。川の生き物は底質が一番問題なのです。底質はどんどん悪くなっていると思います。

榭屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

底にある砂も悪くなってヘドロ化しているのでしょうか。

紀平委員 (淀川部会)

水底に腐泥がたまって、水底に生息する貝類や水生昆虫が非常に激減しているのです。ですから、その辺りをこれから監視していくことが大事ではないかなと思っています。

この資料にけちをつけるわけではなくて、ほんとうによくまとめてもらったなとすごく思っているのですが、その辺について、少し気になりました。

今本委員 (委員会・淀川部会)

とんでもありません。この資料は、本当に抜け穴だらけだと思います。ですから、次の会までと言わずに、作業部会をもう一遍することになるでしょうから、是非それまでに、いろいろ教えて下さい。

山本委員 (淀川部会)

7 ページ、「木津川」の「利用」のところに「保津峡」とありますが、これは「桂川」のことですね。岩倉峡でしたら木津川ですが。

あと、「利用」として「観光地と治水の問題」を入れられるのであれば、5 ページにも宇治川の方で平等院等が入っていますし、皆さまで視察に行った時も見ましたが、水に親しむということでは嵐山や、観光的な舟運として保津川下りも、ここに入れられてはどうか。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

その辺は利用ではなくて、むしろ 5 ページの「淀川の特性」のところですかね。

田中委員 (淀川部会)

私は、別に京都に住んでいるからというわけではありませんが、淀川流域の上流域で最大都市である 150 万都市の京都を貫流する鴨川というのをやはりどこかで入れて欲しいと思います。連続性の意味からもいって重要な川だと私は思っております。下水の面も環境の面も歴史的な川として重要な位置付けがあると私は思います。

川上委員 (委員会・淀川部会)

資料案をまとめて頂いた庶務の方にお尋ねいたします。たしか作業部会の中で、ダムをつくるには慎重を期するということで「治水上、利水上、ダムは最後の手段とする」という重要な語句があったと思いますが、それが抜け落ちているのは何か理由があるのですか。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

その話は最初の作業部会で出されたと思います。その時の資料には記述しておりましたが、2 回目の作業部会でその文言は取った方がよいというお話があったように記憶しています。ですからそういう表現ではない書き方にかえさせて頂いたということです。その認識に間違いがあって、ご指摘されたような形で復活せよということであれば、そのように直していきたいと思いますが、事実関係としてはそういう認識であったということです。

川上委員 (委員会・淀川部会)

資料 2 に記述したから必ず中間とりまとめに記載するというのではなくて、委員の皆さま、それから傍聴者の皆さまも含めて、議論をして頂いた上で採用するかどうかを決めるので、どう表現するかも含めて、この場でご検討願いたいと思っていました。原田委員、その辺はどう記憶していらっしゃいますか。私は当然出てくるだろうと思っていたのですが。

原田委員 (淀川部会)

私は、どちらかというところ庶務のような理解です。今の段階でそこまで書いてしまってよ

いのかという意見を持っていました。ただ、結論をちゃんと出したかどうかはちょっと記憶にないのです。ただ、今おっしゃったように、取り敢えず出しておいて議論の題材とするということもあってよいかなとも思います。

川上委員（委員会・淀川部会）

文言をなくそうということではなかったと思います。それと、今本委員のかなり強いお言葉があったので私は当然入るのだろうなと思っていたのです。他のところにもダムの問題について述べているところはないのです。丹生ダムや大戸川ダムを抱えているこの淀川部会において触れないというのはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

田中委員（淀川部会）

川上委員がおっしゃっておられるのは、ダムが最後の手段だという項目を入れるべきだと、そういう意見だということですか。

川上委員（委員会・淀川部会）

ええ、ご検討願うために入れるべきという意見です。当然入るだろうと私は思っていたのです。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

ダムそのものをどう考えるかというのは、皆さま方のご意見も含めてここにどのように記述するかという点で、議論の種として必要だという意味ですね。

川上委員（委員会・淀川部会）

それと、作業部会のプロセスで出てきたことなのですが、大戸川ダムに関して、視察も行っていませんし、議論も殆どこの部会でやってないということがちょっと問題になりまして、これは委員の皆さまにお諮りしなければいけないということだったのです。今本委員、その辺のお考えをお聞かせ頂けますでしょうか。

今本委員（委員会・淀川部会）

ダムに関する記述の問題は、中間とりまとめでは、たしか個々の事業の評価にまでは立ち入らず、方向性をまとめようということで抜けたのではなかったかと思っています。

ダムに関する議論をやっていないという問題については、淀川部会では確かに検討されていません。このまま方向性を出すにしても、最後になって非常に短い時間で議論するよりも、ちょっと考えておいた方がよいのではないかと、私も確かにそう思います。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

7 ページの「利用」で「観光地（保津峡）と治水の問題」が上がっているのですが、この保津峡は木津川ではないので、これは印刷ミスだと思います。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

保津峡は桂川ですね。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

それで、「観光地」と書いてありますが、宇治川というのは有数の戦跡ですから、保津峡を挙げられたら、宇治川、瀬田川の戦跡を書かないと、地元は不満だろうなと思います。地元の方の顔が浮かんできまして黙っていられなくなったので言わせて頂きました。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

わかりました。先ほど山本委員からも嵐山、保津峡という話が出ていましたし、問題点というより、特性というところに入れた方がよいのかもしれません。どこに入れたらよいのかはよく考えてみたいと思います。利用するということが観光地であるから問題であるというのではなくて、ここで言っているのは観光と治水をどう両立させるかというような、水量の問題等ということだったと思います。今おっしゃられた瀬田川、宇治川も例えば平等院とか観月橋とかいろいろありますから、その辺は漏れがないように考えたいと思います。

田中委員 (淀川部会)

先ほどのダムに関連した話ですが、6ページの「治水面での問題」に「河川の改修、改善に関する制約が多い(用地確保難、ダムの適地が少ない)」とありますが、これはもちろん淀川本川のみならず、上流の河川も含めたことなのかということをお聞きしたいです。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

安く効率的にできるダムというのは流域全体で既に大分つくられているのではないかなというような議論が出ていました。そういう意味で適地が少ないということを書いたということですか。

田中委員 (淀川部会)

だとすれば、将来的には、例えば地質学的にも非常に不安定だとか、環境の面も非常に悪いとか、いろいろ要素はあると思いますが、これ以上ダムへの可能性というものは低くなっていくという見方ができるということで判断してよいわけですね。

渡辺委員 (淀川部会)

ダムの問題なのですが、川上委員、今本委員のお話が何か途中で切れたような感じだったのですが、淀川部会で改めて、ダムについて議論がなされるということですか。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

ダムの問題は、この中間とりまとめを出した後で河川管理者から河川整備計画が出てきた時に1つ1つのダムについて議論するということが1つあります。それから、一般的な話として、ダムそのものをどう考えるかというのと、2つの問題があると思います。

ダムそのものをどう考えるかというのは確かに議論が出ていまして、治水のところでは私が最初にまとめた表を見ますと、「治水、防災でダムはできるだけ最後の対策とすべきである」というような意見で書いているのですが、それがちょっとなくなっているということです。

渡辺委員 (淀川部会)

前回は川上委員が、安威川ダムについて、例えば、利水面では小さいダムだから意味がないのではないかと、他の方法でもいいのではないかと問われたと思います。その時に今本委員が、確かに利水ではそうかも知れないが、治水面では十分に役立っているとおっしゃいました。先ほども、大戸川ダムについて、視察も含めて考えるべきという川上委員のご意見がありました。

それで、ダムが要るか要らないかは取り敢えず置いておき、多目的ダムだとしても、治水か利水のどちらかに偏っていると思います。治水が主になったり、または利水が主になったりしていると思います。恐らく、役に立っていないダムはないと思います。取り敢えずはどちらかに役に立っていると思います。ですから、今後ダムの是非も含めて議論する場合は1つ1つダムを挙げて、このダムはこうであるというような議論をする必要があります。そういうことがわからない限りは、ダムが要るか要らないという議論はできないのではないかと、私は思います。先ほど話が途中で終わりましたが、今後ダム1つとってみても、かなりの議論が要ると思いますので、是非今一番問題になっているダム問題を取り上げて欲しいと、私個人としては思います。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

作業部会の中では、中間とりまとめをした後で恐らくそういう話になるだろうから、淀川部会で現地を見て、いろいろ話を聞いて判断するチャンスが要るだろうという話にはなっているのです。

川上委員 (委員会・淀川部会)

4月11日に合同勉強会があります。そこで特にこういう重要な問題についての議論がなされるのではないかと考えているのですが、どういうお話になっているのでしょうか。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

合同勉強会の中身はまだ決まってないです。猪名川部会から合同勉強会開催の提案があり、大会議になるけど皆さまと共通の認識を持つためにもやるべきであるという話になったわけです。

庶務（三菱総合研究所 新田）

合同勉強会ですが、各部会から中間とりまとめを発表し合って、例えばそれぞれの欠けている点とか、足りない部分、或いは議論が残っている部分を整理して、委員会でのとりまとめに反映させるということになっています。今のところ、そういう趣旨です。

田中委員（淀川部会）

ダム問題は、会議があるごとにいろいろな形でちょっとずつ出では尻すぼみになっているという状況が続いていますので、とことん議論する会を1度持つべきだと思います。でなければ、同じようなことの繰り返しになると思います。

ダムと一口に言っても、全体的な河川の中のダムという見方と、それから個々個々の地域でのダムの問題ということがあり、やはりなかなか難しい問題もあると思いますので、1つのダムを取り上げるならきちっと取り上げる必要があります。そして、河川全体のダム問題をどのように取り上げるかということときちんと分けて、1度この部会で時間をとって、とことん議論するべきだと私は思っております。

柘屋部会長代理（委員会・淀川部会）

わかりました。今、ご提案を頂いたので、そういうチャンスを持ちたいと思います。

いろいろとご意見が出てきて、ダムのあり方も含めて、治水の考え方、対策とか、そういうところにも大分入り込んできていますので先に進めたいと思います。

紀平委員（淀川部会）

先ほど大手委員がおっしゃったと思いますが、5ページの「淀川本川」の「地勢的特性」に「汽水域（河口～淀川大堰）」とあります。淀川というのは、汽水域は淀川大堰によって区切られ、枚方大橋までが大堰のバックウォーターになっています。それで湛水域と我々は呼んでいるのです。それから、枚方大橋付近から3川までを流水域（非湛水域）と呼んでいるので、淀川本川を考える時は、上流からいけば3川合流から枚方大橋までを流水域、枚方大橋付近から大堰までを湛水域、そして大堰直下から下手を汽水域と考えて頂きたいと思います。ここには汽水域だけが載っていますので。

あと、5ページの「淀川本川」の「環境的特性」に、「イタセンパラ」とだけ書かれています。これは異様に感じられるのです。天然記念物だからということでしたら、アユモドキもいるわけです。イタセンパラが棲める環境というのが非常に大事なのだということですから、イタセンパラの名前だけ挙げてもらわないで、おそらく後日文章にして頂けるとと思いますが、その辺のことをお願いしておきたいと思います。

もう1つ、桂川です。亀岡にアユモドキが最近生息している場所があることがわかってきまして、それならば是非「桂川」にもイタセンパラと同じ天然記念物ですのでアユモドキを入れたいと思います。

これも「アユモドキが棲める環境」として、そういう環境は礫や空隙があって、ウナギとかナマズとか、いろいろな魚が棲める環境が大事だということにして欲しいと思います。

有馬委員 (淀川部会)

先ほどから中身が理解できずに困っているので教えてください。

6 ページの「利水面の問題」に「需要者の要望を積み上げている」とあります。矛盾したことが書いてあるのではないかと思います。どういう意味なのか、教えて欲しいのです。

渡辺委員 (淀川部会)

これは「需要者」ではなくて上水の「事業者」、つまり水道屋ではないのですか。

有馬委員 (淀川部会)

「需要者」ではなくて「事業者」です。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

事業者の要望をそのまま積み上げて、それで全体の水需要として計算していますということですね。

有馬委員 (淀川部会)

積み上げた結果が不明確だということですか。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

はい。水需要予測の根拠が不明確ですから、どちらかといえば、事業者の要望を単に積み上げして、水需要そのものの中身が明確になってないと、そう考えて頂いたらよいのではないかと思います。そういうことも含めてわからないところをどンドン言って頂ければ、この資料もどンドン中身が充実してわかりやすくなりますので言って頂きたいと思います。

渡辺委員 (淀川部会)

今の事業者のところですが、前回荻野委員が節水のところで、いわゆる事業者は水を売ってお金を稼ぐところであるから、その辺が節水を呼びかけるわけがないというような、何かそういうニュアンスのことをおっしゃったと思います。ですから、この場合、「事業者の要望を積み上げている」ということではないのですか。

荻野委員 (淀川部会)

別に私はこの文言について責任を持つわけではないのですが、水需要予測ということにつきましては、水需要予測が過大であるということがあります。例えば上水道と、工業用水の将来予測をどの時点でやられたのかはちょっと私も記憶にないのですが、将来の水需要予測がやはり過大になっています。しかも、不景気になってきてますから、予測どおりに水需要が伸びてないということも事実です。そうだとすると、将来予測に対するダウンサイジングも考えなければいけないのではないかという意味合いではないかなと思います。

それから、事業者の要望を積み上げているというのは、例えば農業用水の許可水利権と  
いうのがあるのですが、実は、取水ベースで実際何 t 水を取っているかというのは河川管  
理者の方も把握されてなくて、ただ数字上、ここで 15 t、ここで 3 t、ここで何 t とい  
うのを足し算してあるだけだという意味においては、積み上げているということになるのか  
なと思います。農業用水の取水実態が不明確であるというような印象があるので明確にし  
て頂くと、わかりやすくなると思います。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

先ほどのダムの話は資料 2 の 10、11 ページに入ってきているのではないかと思います、  
そういうところも含めて少し議論をして頂きたいと思います。10 ページ辺りから治水の考  
え方・対策というのがありますが、取り敢えず治水の辺りについて何かご意見を頂きたい  
と思います。

小竹委員 (淀川部会)

5 ページの「瀬田川・宇治川」の欄という言葉は除かれた方が良いでしょう。これは  
今朝の朝日新聞ですが、命令に従わない民間人は罰則という、これは有事法制の政府案  
です。私らも戦争中に、有無を言わさず出動しなければいけないとなっていました。こ  
こに、国土交通省関係とか医療にたずさわる人々は、災害等のいざという時は、出動に反対  
だと言っても罰則を受けるということが有事法制で立ち上がってきているということです。

そうすると、この河川敷のまわりでの架橋の問題等で、いざという時に水運をどうす  
るかというのは、一々許可を得ないでも、どんどん動きかねません。これはないにこしたこ  
とはないのですが、平和なおかげで、私どももそれが一番ありがたいのです。こんなもの  
が突然出てきたりする時は困ったものです。これは皆さまも、そういうことには触れな  
いのでと云えませんが、項目は社会の面で書いておくべきだと思います。今朝、新聞にこ  
れが出ていたので、ちょっとお知らせだけをしました。

戦争中とか従来の災害の時には、私どもは個人の利害を抜きにして、鉄道の方といろ  
いろなところへ出動したり、病院を占拠したりします。そういうことは、河川という面から  
見たら、水運等いろいろ問題が絡むと思います。神戸の地震の時に淀川から船で、全て運  
んでいったのですから、それぞれ何が起こるかわかりません。今朝の新聞を持ってき  
ました。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

先ほど、水需要予測の関係の話が出ましたが、14 ページで利水、水利用の考え方とい  
うのが出てくるのですが、先ほどの議論はこの部分だと思います。

総合利水という言葉は、以前から使われている言葉で、私はあまり的確な言葉ではない  
と思っているのですが、考え方として出していく必要があるのは、やはり水需要管理だ  
と思います。

先ほど、従来の考え方は、フルプランと言われている長期水需要予測という計画をまず

大前提に置いて、各流域、河川ごとにどれだけの水を確保するかということから、ダム等の河川の施設をつくるということで、ずっと行われてきた経過があるわけです。それが、社会的情勢等が変わったにもかかわらず、例えば、20年前、25年前に計画されたものが、ずいぶん時間がたってから着工されつつあるということで、現状と遊離するという問題や環境的な問題が全国のあちこちで出てきているということは、皆さまもご承知の通りだと思います。

それはまさに、右肩上がりの高度経済成長を基本にした、かなり過大な水需要予測とその確保が前提になっていたと思います。しかし今や時代がすっかり変わりましたから、事業者を初めとするいろいろなところからの水需要予測というものを基本にして、河川の管理を考えていくという積み上げ方式の考え方を根本的に変えなければいけないということを提案しないといけないと思います。

従って、水需要の部分で大事なことは、需要というものをいかに管理をするのかという点です。従来は、この程度は必要だろうという水需要予測から出発して、管理を考えていったわけです。ところが、現状の社会的情勢の中で、需要というものをいかに管理をしていくかという時に、大きな部分を占めるのが節水の問題なのです。

14 ページに水の使い方の方針として、「水需要の正しい予測」と書いてあると思いますが、これは、従来の流れの中で書かれていると思います。むしろ、出発点に「水需要の管理」というものを置いていくということだと思います。そのようにこの表は修正をした方がよいのかなと思います。書いてあることはこれで何も間違っておりません。しかし、基本的な考え方についての転換を、ここに書いておかなければならないので、その辺を意識して、用語の使い方も変えた方がよいのではないかと思います。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

例えば環境の問題や治水、利水の問題もありますから、これらについても議論して頂いたらどうかと思います。

今も寺田部会長から、水利用の話がありましたが、何かよい書き方があれば、教えて頂きたいと思います。

荻野委員（淀川部会）

現在の水の使い方なのですが、先ほど渡辺委員がおっしゃったように、節水をすればするほど赤字が出てくる水道事業者の経営構造は、やはりどこかで考え直さなくては、節水型社会なんてことは夢物語になってしまうと思います。節水をすれば儲かるのだという仕組みをつくるのが大切です。ですから、そういう仕組みは一体どのような形でできるのかというイメージを、この流域委員会で作り上げることが大事ではないかと思います。

それから、農業用水も同じような意味で、農業用水を管理する関係者も河川管理をする河川管理者も、具体的にどれだけの水を使っていて、どのような使われ方をしているかといいますと、例えば、田んぼがもともとの半分しかなくなったとしても、まだ明治以前の水利権の水量がそのまま生きているということになります。今の河川管理或いは利水管理の

仕組みだと、農業用水を転用しても、だれも得をしないということになります。要するに、関係者に経済的なメリットが生まれる仕組みをつくらない限り、上から権力的にこうやりなさいと言ってみても、変えられないと思います。そうすると、積み上げた水需要量が、現在の河川の水量を上回ってしまうから、どうしてもダムをつくらなければいけないのだという悪循環になるわけです。

ですから、節水による経済的メリット、社会的メリットを引き出す仕組みをきちんと構造的につくっていかないと、文言ばかりが立派で具体性が伴わないようなものになるのではないかと思います。これは、経済的な側面と河川法そのものに関わる側面の両方を持っている問題ですから、それをどのように破っていくかということが大切なのではないかと思います。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

利水面での問題点というのは、水の利用に関して、節水すればするほど損をするという問題で、それともう一つは、節水すれば赤字になるという悪循環を断ち切る何かうまい仕組みがあれば、提案する価値はあると思います。何かよい知恵があるのでしょうか。

山本委員（淀川部会）

14 ページで、「分散水源」とあるのですが、水道として管理されている水というのは、家庭とか企業とかで使われる時に、入っていく水で計量されますよね。出ていく方で下水道代として、水道料金が請求される時には、下水道の料金も一緒に請求が来るのですよね。

知り合いに聞きますと、京都市内ではまだ井戸を使ってらっしゃる家庭が多くて、井戸を使っていると、維持費が僅かな電気代だけであるというようなことをおっしゃるのですね。企業でも、水道は高いから井戸を掘るといような話を聞いています。そうすると、何かせせこましい話なんですけど、下水道料金も高いといような話も聞くのです。水道局の方から、水道は各戸に引いて下さいと言っています。ですから、うちは基本料金しか払っていないみたいなことをおっしゃっていて、本当でしたら水道になんか入らなくても、うちは井戸があるから、井戸で全部賄えるという話も聞いているのです。それだと、使う水は井戸から取られて、流す方は下水道料金が殆どかかっていない状態ですよ。

そういうことを考えると、今、節水を言えば言うほど損をするという話になっていくかと思えますけど、分散水源ということで、各家庭の雨水枡等が使われ始めると、計量できない分の水というのが、すごく出てくると思います。システムの的にこれが普及していかないのは、やはり水道を使って欲しいからなのかなという気持ちが、一庶民としてはずっと抱いているのです。管理できない水の使い方というのですか、たくさん下流に流れていく分というのを、どうしていくのかという問題です。それも下水道料金として、利用者が皆さま負担しているわけです。降雨が流れていく分も下水に入っていきますから、もちろん、そういう微々たるものをあまり運用しても、しょうがないのかもしれないけれども、そういったシステム上の問題もあるのかなと思います。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

私のところは最近下水道がついて、あれはたしか、水道料金に比例して取られるとなっています。今の話ですと、下水の分を別に取られるということはあるのでしょうか。

山本委員（淀川部会）

請求は一緒に来ますが、明細は別です。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

例えば下水道の料金というのは、水道を使ったら、それに比例して下水道が幾らということになるのですよね。今の話で私も気がついたのですが、水道事業者というのは節水したら損をするけど、一般家庭は節水したら得をするのですよね。ですから、その辺をどう考えたらよいのか、何かアイデアはないですか。

例えば外国ですと、これは水道の話ではありませんが、交通機関のバスは地方自治体が経営していて、赤字の分は税金で賄っているという話もあります。何か、その辺の仕組みそのものを、変える必要があるのかもしれない。

今日は19時までの長丁場になりますので、この辺でちょっと休憩をとりたいと思います。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、17時10分から始めさせて頂きたいと思います。

〔休憩 16:50~17:10〕

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、審議を再開させて頂きたいと思います。

委員の皆さまの机の上に、塚本委員からのご提供ということで「子どもが育つ川（水系）と地域の再生に向けて 円卓会議第3回世界水フォーラム・プレイベント」のチラシをお配りしております。一般の方々は、受付に置いておりますので、お帰りの際にお手にとってお持ち帰り下さい。

では、榊屋部会長代理、お願いします。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

では、再開したいと思います。

資料2の10ページ以降、15ページ、16ページの辺りをご議論頂きたいと思います。それから、前のページの部分でも足りない点があると思いますから、その辺は自由にご発言頂きたいと思います。

有馬委員（淀川部会）

資料1-2「第8回委員会 資料2・中間とりまとめ骨子について」は、議論しないのでし

ようか。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

資料1-2は、委員会としての中間とりまとめの構成（案）ということです。これに各部会での中間とりまとめや、活動経過、参考資料をつけて、最終的に中間とりまとめをしようということになっています。

実は、これは後でお願いしようかと思っていたのですが、淀川部会としての中間とりまとめは、できるだけ具体的な問題に絞って議論して、ご意見を頂こうと考えています。理念等について議論していると、時間も足らなくなるのではないかと考えて、これをまとめました。特に、資料1-2の5、6、7ページの、基本的なところは、私どもが検討した中身を、集約的に織り込んでもらうということになるのではないかと思います。

有馬委員（淀川部会）

何故こんなことを言い出したかといいますと、資料1-2の5ページに、洪水調節機能として「河道、遊水池、ダム等の拡充」と書いてあります。先ほどまでダムについていろいろ話し合いがされたのですが、ここを見ますと「ダムを拡充する」と書いてあって、この辺はどうなのかということなのです。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

ダムをつくるということについて、特に議論したということではないです。

ですから、先ほどもダムの話がいろいろ出ていましたが、やはりダムに関しては、この部会で一度ゆっくり時間をとって、しかも個別のダムについても必要性等について議論しないといけないと考えているわけです。

田中委員（淀川部会）

資料2の10ページ、治水の考え方のところ、これは、殆ど堤防を中心とした治水対策で、その流域の現場での治水対策が主に書かれており、しかも、それは淀川の現状としても問題を提起していると思います。

やはり治水対策の方向としては、上流域の環境保全といいますか、開発問題も含めて、非常に悪化してきている問題について十分考えていかないと、治水対策の根本は改善されないと思います。よくなっているところはないと言ってよいくらい、上流域はだんだん悪化してきています。そういう点から考えると、そこにエネルギーをいかに費やすかが、治水対策の基本になっていくのではないかと思います。

それから、11ページの「ハード（施設対応）」の「次いで（長期的、従来の方法に加えて）」の欄に、「施設（ダム、堰...）の撤去、改善、新設」と書かれています。私は素人ですが、日本のダムで現実的に撤去できるダムはないのではないかと気がするのですが、その辺はちょっと議論して頂きたいと思います。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

ダムの撤去、改善、新設といったことは、長期的に考えていかなければいけないだろうということで書いたのですが、現実的にどうなのかとかいうのも含めて、何かご意見はありませんか。

原田委員 (淀川部会)

ちょっと教えて頂きたいのですが、撤去できないというのは、どういう理由ですか。

田中委員 (淀川部会)

日本の河川環境を見てみますと、日本列島の真ん中に背骨のようにアルプスがあって、川の流れは急流です。例えばアメリカのような大陸的な河川であれば、ある程度物理的に対応することができます。これは今本委員の専門だと思いますが、そういう急流において、土砂が埋まってきているダムを撤去するということは、工法的にできるのかどうかという、単に素人的な疑問です。

今本委員 (委員会・淀川部会)

これは、私個人の考え方として聞いて頂きたいのですが、先ほど言われました 10 ページは、これまでの治水の考え方がこうであったということです。これを 11 ページの方に換えようではないかというのが、議論の方向ではないかと思います。

今の「施設の撤去、改善、新設」は、長期的に見ますと、ダムも人工的につくったものですから、きっと寿命が来るでしょう。撤去する技術も、きっと出てくると思います。ですから今、具体的にどれかと言われたらわかりませんが、ダムをつくれれば永久に未来永劫に残るのかと言われたら、そうとも言えないのではないかと思います。特に、小さな堰等はつくりかえた例もあります。

ですから、ここでは、施設の「撤去」「改善」「新設」の 3 つは並列だと考えればよいと思います。新設には、きっと反対されると思いますが、いろいろ選択肢があるということで考えたらいかがでしょうか。

田中委員 (淀川部会)

私個人としては、撤去が可能であるということは、非常にうれしいことです。

今本委員 (委員会・淀川部会)

それは、あり得ると思います。

有馬委員 (淀川部会)

11 ページの「治水の考え方」の「まず行うべき」のところは 3 つほど挙げられてありますが、水辺とか水際へも目を向けないといけないのではないかと思います。今実際に、淀川で多自然型工法というものがとられて、水際の低水護岸がいろいろ工事されています。

蛇かごを置いたり捨て石を置いたり、いろいろな構造を持った多自然型護岸というものの治水に対する能力が検討されているはずで、だからこそ使われているのだと思います。治水の面で非常に有効であると同時に、本来の川を取り戻す、環境への配慮という要素も加えた工事が治水工事として行われていますから、11ページで取り上げるべきだろうと思います。

環境に配慮した工法は「行うべき(当面)」の項目に入るのはないかなと思っているのですが、ここへにどう書いたらよいかわかりません。もし私が書くとしたら、「多自然型工法の見直し」を書いてよいかと思っています。

今本委員(委員会・淀川部会)

今のご意見は、治水を独立的にとらえられているのではないかと思います。河川の機能の中での治水、利水、環境で、これは当然、治水だけで川をつくるということはありませんし、環境的によい川づくりをしていくということはもう自明の理ではないかと思っています。

11ページでは治水面に限って、こうやっていくということです。ですから、もしそれを言い出したら、全てのところに、環境も入ってこなければいけない、利水も入れないといけないということになります。利水といいますのは、例えば、川から水を取るためにいろいろ堰がありますが、この堰というのは、治水面でいえば、またいろいろと問題もあるわけです。では、それをどうしていくのかといいますと、当然、総合的に、常に考えねばなりませんから、作業部会でこういう検討をした時には、やはり治水のところは、もう純粋に、治水に着目したもので問題点を上げようという方針で話をしました。ですから、治水面はこの方針でいくというようなことは、決してないと思いますので、ご安心下さい。

有馬委員(淀川部会)

ずっと見て歩きますと、いろいろタイプの工法があるのです。大きな岩が捨て石みたいにしてあるかと思うと、蛇かごがやってあったり、魚巣ブロックが張ってあったり、そういう、いろいろな工法が取り入れられています。これは全て、治水という面で大丈夫と考えてよいかどうか、その辺がとても気になる場所なのです。

要するに治水に対しては、水際には、高水敷の端に低水護岸や小段、それから水際のブロックを使った斜面があるという構造が大事であって、そこにどんな何を使うかは決まっていなくていいというか、コンサルタントが持ってくるいろいろな材料で考えられているだけではないだろうかと思えるのです。

安心はしたのですが、何となく割り切れない思いが残ります。

今本委員(委員会・淀川部会)

今のご指摘は、例えば蛇かご等、これまでにやってきた工法があります。これは非常に、生態的にもよい効果を生んでいるから、そういうものを残せと言われるわけですか。

有馬委員（淀川部会）

効果のあるものを使えということです。

今本委員（委員会・淀川部会）

効果のあるものといいましたら何ですか。

例えば、川というのは、洪水の時だけではなく平常時の方が多いわけです。では、平時の川の流れも、できるだけ自然に優しいといいますが、よい川づくりに持っていかうというのが、1つの方向ではないかと思っています。ですから、例えばブロックで河道を固めるのではなく、そこが洗掘されたら堤防にとって非常に危険な場合は当然ちょっと別の話ですが、できるだけ川は蛇行したければしたいようにするというようなことですね。むしろ護岸なしの自然の水辺といいますが、そういう方向に持っていきたいと、私は思っています。

ですから、単に治水だけの、或いは、利水だけの、環境だけの考え方だけではなく、それらを全て総合して、常に考えるべきだと思います。私自身は、この流域委員会には洪水防御という肩書で出ていますが、では、洪水を防御できたらそれでよいのかと言ったら、そんなことはないので、やはり環境の方も非常に大事です。

ただ、今は、とにかく中間のとりまとめを出していかざるを得ません。その時に自分の考えと全く違うという場合には、少数意見であろうと何であろうと、そういう意見も書くということですから、とにかくどういう項目を、この部会全体として取り上げていくかということに絞って議論を進めて頂ければ、次の作業部会がやりやすくなりますので、よろしくをお願いします。

有馬委員（淀川部会）

そういうことならば、ここへ、近自然工法というものを見直すという、そういう項目を挙げていってもよいのではないかなと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

それは、環境のところに書いたらどうでしょうか。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

その辺はこだわって話がなかなか進みませんから、後のページの方も含めて、自由にいろいろとご発言頂いたら結構かと思います。

渡辺委員（淀川部会）

10ページの「淀川の現状」に「治水上のダムに適地が殆どない」とありますが、これは、いわゆる直轄河川の中でのダムの適地がないという意味なのですか。今まで大体ダムというのは、殆ど直轄河川よりも上流にできていたように思います。今後、もし直轄河川の上流にダムができたとしても、直轄の範囲に入れてしまうというような形で管理していくと

というような形がとられるのかどうか、素人なりに疑問に思いましたので、お尋ねしたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 水野）

事実関係のご確認だと思いますが、今後もし、今計画されている以外に新たにダムが計画されてつくられた時に、そのダムをつくる場所、及びダムができて水がたまる範囲が直轄管理区域になるのかどうかというご質問だと理解しました。

ダムをつくるとは言っていないですが、もし、直轄管理区域のエリアに治水効果があり、そのために上流側でダムが必要となれば、直轄管理区域のための治水対策で、あわせて水が必要ならば、利水も含めて多目的になりますし、ならなければ治水だけになりますが、基本は、治水で必要かどうかが一番ポイントになりますので、一般的に、そのエリアは直轄管理区域として、我々直轄で工事をいたします。そのダムの目的が、治水にウエートが高いか利水にウエートが高いか、その辺を総合的に勘案して、利水にウエートが高い時に主として水資源開発公団が、治水にウエートが高い時に主として我々がやるという場合が多くあります。いずれにしる直轄管理区域に効果があり、国や水資源開発公団がやるとなれば、国が実施するというので、そのエリアは直轄管理区域にいたします。事実関係は以上です。

渡辺委員（淀川部会）

わかりました。

そうしますと、この10ページの「治水上のダムの適地が殆どない」という、この表現は、いわゆる直轄河川の範囲内で、適地がないと理解をしたらよいわけですね。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それは作業部会の中の議論で、流域全体としてダムがかなりつくられ、効率的にダムをつくれる適地というのが少なくなっているのではないかということ、流域全体を見て、この文章としてまとめさせて頂いたものです。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

こういう言葉が要るのかどうかということも含めて、どうなのでしょう。

荻野委員（淀川部会）

流域というものの考え方と直轄河川区間というものの考え方とは、ギャップが大きいのです。それで、この淀川部会は直轄区間を対象に治水対策を考えるという条件でやっていると、非常に手足を縛られて、考えが窮屈になっていくと思います。

例えば、上流区間と言われました。それから鴨川と言われました。あれはもう区域外ですから、なかなか盛り込みにくいということになります。また例えば、私は大阪に住んでいるのですが、寝屋川や神崎川等、問題を抱えているところはたくさんあるわけです。淀

川本川から見た内水に対しては、ここではあまり議論をしないことになっています。そうすると、淀川本川に洪水の負担をなるべくかけないという前提が、そこでもう崩れてしまうことになります。

それに、河川管理者がこれだけのことは我々のテリトリーとして考えたいから、ここのところを考えてくれという、つまり淀川観みたいなことですが、その辺の議論が非常にややこしくなっているのではないかと思います。

もし、本当に一番すっきりした方法をとるすれば、例えば、淀川オーソリティーのような、内水も上流区間も本川区間も含めた全ての管理者をつくり、その管理者と工事を担当する技術屋が分離をした仕組みを構築していくべきだと思います。但し、それはとても時間のかかることです。現在できる範囲でベターな方法を選択するというにすると、この淀川部会としては、まず、淀川本川として考えるべきことと、淀川本川ではない上流区間や内水の問題等の仕分けをする。それから有馬委員がおっしゃった多自然型洪水対策については、壊滅的な被害を及ぼすような巨大な洪水と堤防に大きな負担を与えない中小洪水の考え方との仕分けも整理しておく必要があるのではないかなと私は思います。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

どうもご意見ありがとうございます。

中小洪水と大洪水、何か洪水の規模に応じて整理する必要があるのかもしれないね。

その辺になると、目標流量に対し無害とすることを優先といったような、目標流量に応じた対応策がいろいろあって、それを、まず 2 つくらいから 3 つに分けるとか、何か他にもあれば、また教えて頂ければありがたいと思います。今でなくとも構いませんから、ご意見を皆さま方に頂こうと思っています。例えば 1 週間後でも、次回の淀川部会が 4 月 5 日になっていますから、それまでに、もう 1 回議論してまとめるという機会がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

紀平委員（淀川部会）

水は全て堤内から流れてくるわけです。ですから、やはり川だけを考えるのでなくて、その流域、町、全体を考えていかなければいけないと思います。

10 ページですが、「河道拡幅、遊水地整備が困難」となっております。これは農林水産省等と関係あると思うので非常に難しいと思いますが、将来は、巨椋池の一部、今まだ田んぼが残っている部分を国費で買い上げて、遊水地をつくってもらえないかなあという気がいたします。ドイツでは、川から公園に水を引いてまた川に戻すというような公園が幾つかあります。フランスのセーヌ川もそうです。ですから、11 ページに、巨椋池を念頭に置いて「遊水地の整備」を入れてもらったらどうかなあという気がいたします。或いは、その他都市公園の中に、1 回川から水を取り込んでまた川に戻す、そういう計画はできないのかなあと思います。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

それは「まず行うべき(当面)」のところでしょうね。

紀平委員 (淀川部会)

私は「次いで(長期的、従来の方法に加えて)」に入ると思います。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

長期的になるのでしょうか。

紀平委員 (淀川部会)

すぐにはできないと思います。他省庁との関係もありますし、住民の理解等、いろいろあると思います。

しかし、「長期的」と言っているうちに、巨椋池の場所が全部市街化されたら大変です。長期的ではあるけれども、取り組みはすぐ始めていかないと、そういう場所がなくなってしまうのではないかなという気もいたします。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

期間を長くして両方に入れるということになるのかもしれませんが、当面も含めて。

紀平委員 (淀川部会)

そうですね。

和田委員 (淀川部会)

9 ページで「淀川の将来像・あるべき姿」といった時に、その「淀川」と呼ばれる地域の本流だけを考えても、恐らく、「あるべき姿」は出てこないと思います。

この頃よく、子供を水に親ませなければいけないと言われていました。水質調査では、人が住んでいるところから 10m くらいのどぶ川があって、それで薄めてから測るのです。このコンセプトでいくと、いつまでたっても子供たちは、1年に1回、きれいな川に親しみに行くという程度で終わってしまいます。そういう、まやかしの水に親しむことしかできないのではないかという気がずっとしているので、私はこれから取り組んでいこうと思っているのです。

そういう意味では、淀川本流と小さな流入河川と、うまい言葉がないのですが、そういうことを入れて頂けるとよいのかなと思います。波及効果は大きいのではないかと考えております。

小竹委員 (淀川部会)

16 ページにかかってくるわけですが、私は淀川部会の最初の時から、この淀川を国立公園の保護区にのささいという提案はしているのです。源流の特別保護区からあらゆる川筋

全てに、レンジャー部隊を編成して、ごみを捨てに来る人、汚す人を監視するというものです。これはちょうど 3 日前ですか、大阪市は 100 名任命して、ディーゼルエンジンの不良排気ガス車を通知するというのを始めました。ややこしい車は全部、ナンバーと運転手をひかえます。それと同じで、この間の日曜日にも、トラックで山村にゴミを捨てに来ていましたが、このように水源から河口までいろいろむちゃをする人の顔写真からナンバーまで写したりする必要があります。

先ほどからお話が出ている管理区域とかそうでない区域とかいうのでなしに、ここは鳥獣保護区、源流は特別保護区といったように、河川全域を何らかの形で指定すべきです。今、大阪市淀川区の中島用水もすごい大きなトンネルを掘って下水道が完成しておりますが、これからはそういう全体に対応するレンジャー部隊の創設というのは非常に有用だと思っています。あらゆる汚水の原点まで、皆さんの目を光らせて防災へ立ち上がり、若い青少年を任命して、防災学校まで設立して、国をいろいろな意味で守っていくということが必要です。ですから、あらゆる河川を、台所の出口からずっと、目を光らせている体制をどう組織するかを考えることが必要です。

この間、私は大阪市の教育委員と、汽水域では木川南小学校が河川のそばにあるのでその敷地を利用して、枚方の国土交通省の建物と同様に、河川を見下ろせる建物の中に、休日診療所とか医師会の防災組織、事務組織の部分、水防学校、レンジャー学校、そこから任命して資格を渡して、地域を下から守ってあげるといふ、そういう組織づくりが大事ではないかと話し合いました。

ですから、一番お願いしたいのは、管理区域とそうでない区域と言わずに、皆さまが動きやすいようにやって頂きたいというのが今日のお願いです。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

はい、どうもありがとうございました。

13、14、15、16 ページ、特に 13、14 ページ辺りは何かどうでしょうか。あまり、まだ今のところご意見が出ていません。

環境の問題、水利用、空間利用の話も、かなり出てきています。この辺で何かご意見はありませんか。

大手委員 (淀川部会)

13 ページに河畔林という言葉が出てくるのです。この河畔林というのは、どういうことをイメージされているのか、ちょっとわかりにくい点があります。堤内地なのか堤外地なのでしょう。また、場所によっては、恐らく昔の堤防には松の木が生えて、東海道五十三次のような風景が見られます。風で倒れた場合に堤防が破損しますから、恐らく堤防に生える松の木は今の時代では危険なのかなと思います。自然環境を楽しむ場としては、非常に重要なことはわかるのですが、やはり、そこには一定の限界があるのではないかと気がします。

それと、その河畔林を、植栽してつくるのか、自然につくるのかによっても、またその

機能が全然違ってくることがありますので、これをやはり分けて考えた方がよいと思います。例えば、木津川では、自然の場合、柳がずっと生えてくるとというのが河畔林になろうかと思います。一方では、高水敷に竹林がたくさんあります。密度が高い竹林が堤外地にあるわけですが、洪水が来た時に流速が緩和されて滞水する時間が長いということは、堤防にとってはマイナスになることも考えられます。そういう点は、はっきり仕分けつつあって頂いたらありがたいなという気がします。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

今おっしゃるように、その河畔林も、場所をうまく選択して、やはり皆さまが憩えるようなといったことを入れた表現にしておいた方がよいですね。

川上委員（委員会・淀川部会）

最近、河川管理者の方やリバーフロント整備センターのような研究機関からも、河畔林を復活させようとか、或いはつくっていいとかということをよく聞きますが、河川管理の上で位置付けがどうなっているのか、よくわからないのです。

いわゆる堤外の竹林や樹木等に関しては、生やさない、伐採するという原則になっているのですか。それは、例えば、木津川上流工事事務所のような地元の河川管理者の判断で維持管理をされているということですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 水野）

今後どうあるかは議論して頂く話だと思いますので、現状を説明します。

まず河畔林というと、どこに生やすかといういろいろな意見があるので、堤外地、堤防の上、堤内地という3つに分けて、順番に説明します。

まず、堤外地、高水敷に生えているものです。今から10年以上前は、洪水時の水の流れに支障が出るので、できるだけ切りなさいというのが一般的でした。昨今は、一律的に切るのではなくて、上下流の流下能力、川の水を流す能力を見ながら、洪水に支障になるところは切る、洪水に支障にならないところは残すようなことが一般的です。

堤防の上の木になりますと、今、大手委員も言われましたように、台風の際に木が倒れて、堤防にひび割れが入って、そこから堤防が壊れるのは非常によくないので、本当に必要とする堤防の上については木を生やしておりません。ただ、桜堤を復活しようという動きがありますので、これは堤防の必要な断面をとった上で、余分に土を盛って、そこに桜堤を植えるような格好をして復活している部分もあります。

あと、堤内側の竹林等につきましては、もし堤防が壊れた時に、急流河川ですと、流れが速ければそこで流速をおさめようとか、土砂を落とそうということで必要になる部分もあります。

川上委員（委員会・淀川部会）

ということは、かなり弾力的に対応できるということですね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 水野）

今はそのように対応しております。

川上委員（委員会・淀川部会）

堤内の河畔林等に関しては、洪水の土砂を落としたり、或いは水の勢いを緩和したりということで役割はもちろんあるわけですが、景観だとか、それから野生動物のすみかになるとか、そういったいろいろ多様な意味合いもあるかと思います。ここに書いてあるような、十把一絡げの書き方ではよくないと思います。実際、文章化する時には、ちゃんとしっかりと書くことになると思いますが、その辺、お尋ねしておきたかったのでお聞きしました。

榭屋部会長代理（委員会・淀川部会）

どうもありがとうございます。

13 ページの「環境の考え方」で、「景観の復活」というのが 2 つ記載されています。先ほど、庶務からそのうち 1 つを「河川環境モニタリング」という言葉に差し替えるという話があったのですが、そのモニタリングに関して、ご意見があればお願いしたいと思います。

世界湖沼会議等でいろいろ話を聞いてみると、モニタリングデータが不足していてなかなか検討ができないということでした。

今言ったことに限らず、14、15 ページの辺りでも、何かご意見があったらどんどん言って頂いたらありがたいと思います。或いは、16 ページでも結構です。

川上委員（委員会・淀川部会）

国土交通省或いは環境省においても、環境のモニタリングというのは従来からやられております。河川水辺の国勢調査等が代表的だと思いますが、そういう 1 年に 1 回かごく少ない頻度で調査をすることはもちろん大切なのですが、やはり日頃、川をよく見ている、或いは川に張りついて生活している人が環境のモニタリングを継続的にやるということが、これからは大切になると思います。そういう発想から、16 ページの河川レンジャーという考え方が出てきているわけです。

水質等に関しては、よくこの頃、市民団体等がテストをやっておりますが、大体の傾向は把握できるものの、正確なデータは得られません。正確なデータを得ようと思うと、やはりすごいお金がかかります。私たちが実施しております木津川流域の河川の水質調査等に関しても、1 年間やると 300 万円、400 万円というお金がかかります。今日資料としてお渡ししたグリーンのパーパー、木津川水系の柘植川を 1 年間調査した、その水質調査の報告会の案内ですが、これはかなり細かく 20 ポイントくらいで、しかも気になるところを重点的に、なおかつ継続的に測定できるというメリットがあります。今後はそういう市民団体或いは研究者と市民団体と住民とが合同でやるようなモニタリングシステムができればよいなと思います。

山本委員（淀川部会）

河川レンジャーの記述に入れられてしまったのかも知れないのですが、随分と時間をかけて、教育というのが一番安上がりで効果的な、河川の環境を変えていく、改善していくための方法であるということをおっしゃっていました。断片的には、ところどころにそういったことが入っているのですが、まとまって1つの項目にはなっていないのは何故なのでしょう。河川整備計画の範囲になりにくい分野なのでしょう。

それと、先日のご意見募集等にもありましたが、不法投棄を注意してもその効力がない、法的な力もない、権限というものもないのだということをおっしゃっている方も多く、水上バイクの使用を注意するための権限というものもないのだということ指摘された方も多かったと思います。そういったところは、どこの辺で述べられているのでしょうか。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

河川レンジャーの権限のところは、16ページの資格・制度のところ、一定の研修を経て資格として認定し、権限を付与するという言葉を入れてあります。その中身がどうなるかというのは、注意をしたら暴力的に対応してきた時にどうするかとか、そういうような問題はいろいろ出てくるとは思いますが、その辺は、法的にある程度の制度を付与すると考えたかどうかと考えています。

それから、教育の点に関しては、17、18ページに、計画策定にあたっての留意点、推進についてということで、18ページの最後に、河川に関する意識改革、教育のあり方、川に学ぶというようなことを入れております。この辺は正直いって、作業部会では議論はしていません。というのは、この辺のことは、委員会とも非常に重なる面もありますし、作業部会では全体的な話が主だったからです。何かご意見があつて、ここをこうしたいというのがあれば、言って頂ければと思います。

資料1-2にもあまり教育の話は入ってなくて、前回の委員会で嘉田委員から教育は大事ですから入れてはどうでしょうというご指摘がありました。何か具体的に言って頂ければ、入れていけるようにしたいと思います。

田中委員（淀川部会）

委員の方々の中にも、環境学習という形で、特に子供たちへの環境に対する意識というのを広める努力をしている方はおられると思いますが、この部会で、何かそういう機会がつかれるかということ、結構難しい問題もあるのではないかと思います。ただ、機会があれば、やはり子供たちと接するという場を、できるだけ努力してつくっていかねばならないと思います。

これは教育のあり方の問題でもあるわけですが、京都では今やっと小学生が環境学習と称して、クラス単位であちこちへ行って勉強する機会がだんだん増えてきています。そうした子供たちが、環境意識を持って成長し、例えば国土交通省に就職した場合、今までと違った考え方や環境に対する問題意識の深さ等で対応していくと思います。極端な例ですが、そういうこともあり得るのです。

例えば、今問題になっております林地開発でも、林道を1つつくるにしても、土砂をどう管理するかという問題があります。何の知識も意識もない業者であれば、どんどん川に捨てていくことになるでしょう。そして、川はだんだん河床が変化して、むちゃくちゃになっていきます。ところが、先ほど言ったように、小さい時から問題意識を持って育った方の場合は、これでは駄目だということになると思います。遅まきながらでも、或いは遠回りだとしても、そうやって環境にとって良いことができいくと思います。やはり、子供たちへの接し方だと私は思っております。私自身もそういう方向へ働きかけているのですが、是非とも、何らかの形でそういう機会が持てるようなシステムをつくって頂ければよいなと思っております。

それからもう1つ、これは治水に関連することなのですが、災害時のライフラインのことがここには書かれていないように思います。災害時のライフラインのことも組み入れていく必要があるのではないかと思います。

有馬委員（淀川部会）

13 ページですが、「水質、水量、土砂量の適正化」が基本であるということには異論を挟むところはないと思います。しかし、細かいところを見ていきますと、だんだん淀川の命が抜かれていくような感じがするのです。

何かといいますと、「景観の復活」です。適正化が保たれれば、景観というのは自然につくられるのです。それなのに、「淀川らしい景観の復活、創造を進める」となると、これは人がつくるということになってきます。河畔林は川の流れがつくるのです。ですから、こんなことを書くと、さあどこへ植林しようか、何を植林しようかということになってきます。むしろ、今の淀川で言うならば、水が高水敷に上がらないようになって、高水敷の樹木が林をつくるようになります。これをどのように使おうかというくらいしか、人間のできるということはないと思います。ですから、「河畔林を育てる」なんていうのは、このページには入れられないと思います。

それから、「外来種対策」というのがあります。また、資料1-2を見ますと、有害外来種と書いてあります。有害外来種というのは、例えば、毒を持ったセアカゴケグモやサソリがありますが、これらの動物は確かに毒を持っていて有害です。ですけど、他のものは人間が有害にしているのです。例えば、有名なセイタカアワダチソウがあります。あれは、人が公害草に仕立てたのです。花粉は飛ばないのに、たたいて飛ばして、その瞬間の写真を撮って新聞に載せています。セイタカアワダチソウは冤罪です。いまだに冤罪は晴れないのです。毒草だくらいに思っているわけです。外来種というのも、ブラックバス等々ありますが、ブラックバスが育つような淀川であるということを考えないといけないと思うわけです。ですから、ブラックバスは有害ではないのです。有害であると人が仕上げたのです。ですから、有害外来種なんて書いてはいけないと思います。

外来種対策として、どういうことをお考えになっているか、ちょっとわかりませんが、まさか片っ端から捕まえて殺せというのではないとは思いますが、その中身をちょっと聞いてみたいと思います。

「外来種対策」「淀川らしい景観の復活、創造を進める」「河畔林を育てる」、これらは全て人間がやっということですので、このページの適正化というテーマとは、ちぐはぐだと思えます。これでは淀川は魂をだんだん抜かれていくような感じを持ってしまいます。これらは削除できないのですか。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

「景観の復活」や「河畔林を育てる」といっても、ほうりっ放しにしているとなかなか育たないから、きっかけだけつくって、後はほっておこう、といったような議論をしました。何かうまい言い方を考える必要があると思えます。

榎村委員（淀川部会）

適正化とは、自然にほっておいてという考えですが、自然を再生していこうとした時に、例えば蛇かごという人工的な装置をしつらえて、自然を再生させていく1つの手法として採用するということになります。そういうことでいえば、失われてしまった景観もあるわけで、今のままほっておけばもっと悪化することも考えられます。いろいろ失われてしまったものを、さらによくしていくという意味では、「淀川らしい景観の復活・創造を進める」ということもあり得るのではないかなと思えます。

全くの手つかずの原生林ではなくて、いろいろな歴史の中で改変されつつあります。ですから、下手に改変されてしまったところを、いかに、もともと持っているポテンシャル、もともと持っていた風景、或いは時代の中で人間がすばらしいなと思った風景を復活することには、意味があるのではないかなと思っています。

私は、「淀川らしい景観の復活・創造を進める」というのはよいのではないかなと思えます。

有馬委員（淀川部会）

榎村委員がおっしゃる通りだと思います。それで、蛇かごは実際に使われているのですが、せつかく蛇かごを使っても、蛇かごで淀川の水辺の装置はでき上がりません。全然、水が働けないからです。つまり、蛇かごを水が洗う、冠水する、そういう水の働きがないので、蛇かごをしつらえてあるけれども、その上にセイタカアワダチソウの大群落ができるのです。

私が言いたいのは、基本は適正化であるということです。この適正化があれば、この適正化によって、淀川というのは息を吹き返すという考え方です。

榎村委員（淀川部会）

これは大手委員に教えて頂ければと思いますが、例えば、もし自然にほっておいたら、さらに土砂崩れが起こります。或いは、すばらしい、もともと持っていた広葉樹林が復活しないという場合、やはり何か手を加えながら、もともと持っているものを復活させるための手助けをしていると思えます。そういう意味で、景観に対しても手助けをするという

必要はあるのではないかなという意味で言ったのです。ですから、こういう項目を残しておけばよいのではないかなという意味なのです。個別の工法がどうこうということではないのです。

自然にとっては、何もせずにほっておくということが最高の手法かと言われると、そうでない場面もあるという意味で、景観も同じではないかと思います。

有馬委員（淀川部会）

ほっておけと言っていないのです。こう書いておくと、後でそしたら木を植えようかということになります。

槇村委員（淀川部会）

ですから、どのように植えるかという問題になるわけです。木を植えてはいけないという意味ではないと思います。どのような景観を、どのような手法でするかということが問題なのであって、ほっておいたらそれがよい景観になるかというのではないので、こういう項目があってもよいのではないかなという意味で言ったのです。

柘屋部会長代理（委員会・淀川部会）

淀川らしい景観が復活するように、いろいろと補助しますとか、人間がちょっとこう助けてあげるとか、何かそういう表現だったらよいのでしょうか。そういう意味で書いたつもりでした。

外来種はどのように書いたらよいでしょうね。

原田委員（淀川部会）

今、有馬委員がおっしゃったように、水質、水量、土砂量の適正化、これがもちろんすぐできたら、それは一番よいに決まっていますが、実際問題としては、すぐにできるわけではありません。そういう中で、対症療法的かも知れませんが、そういったことを進めざるを得ないのではないかなという考えを、私は持っています。

ただ、ここには水質、水量、土砂量の適正化には合わないことが書かれているという部分もあって、それについては、まとめ方を工夫した方がよかったと思います。

そういう点で、紀平委員にお聞きした方がよいかも知れないですが、外来種については、直接的に何か対応すべきではないかなと思いますが、その辺どうなのでしょう。

有馬委員（淀川部会）

確かに、適正化を目指していく、その間に、すぐにはできないからちょこちょこ手を加える、そのちょこちょこ手を加えるのに、どの辺を助けてやったらよいのかということだと思います。

木を植えてやる、草を植えてやる、そういう助け方ではなくて、なるべく高水敷に水がかぶりやすいようにしてやる、少しでも適正化が全うされるまでの間に手を加える、その

加え方を考えないといけないと思います。

原田委員（淀川部会）

いろいろあってよいと思います。高水敷に水がかぶるといのは、水位変動の方にもう書いてありますから、何かわざわざ取り上げなかったといった感じはあります。

有馬委員（淀川部会）

余計なことをするような気がするのです。せっかく淀川が生き返ろうとしているのに、人間が手をかけて、また余計なことをしてしまうことで、今までやってきたことがそのまま、繰り返されそうな感じがします。

原田委員（淀川部会）

こうやって今までやってきた対症療法的に、その場しのぎ的にやってきたことは、もうわざわざ書かない方がよいのではないかと有馬委員のご意見ということですね。

有馬委員（淀川部会）

はい。

川上委員（委員会・淀川部会）

淀川らしい自然を回復すれば、おのずと本来の淀川の景観は回復されるので、表現の問題にこだわっていらっしゃるのかもしれませんが、そういう考え方で精神をよくあらわせる表現にしたいと思います。

それで、多自然型工法についてですが、先ほどから蛇かごが上がっていますが、蛇かごというのは、治水と環境との当面の妥協点として使われている材料だと、私は理解しているのです。リバーフロント整備センターという、国土交通省の傘下の財団で、いろいろな多自然型の研究もしていますが、そこが出しているポータルという月刊誌の3月号に、本省の河川環境課の多自然型に対する考え方が載っておりました。多自然型工法というのは、局所的かつ応急的な工法であって、こういう表現は正確でないかもしれませんが、もうそろそろ多自然型工法というのをやめようかと思っているということです。本来の自然回復に向けて、ちょっと人がお手伝いするくらいの工法に変えていこうと思っているというようなことが述べられておりました。

それは、即ち多自然型工法というのは、有馬委員がおっしゃるような、人がつくる工法なので、できるだけつくらないようにしようと思わっているのだと思います。それはやはり本来の、もともとの近自然工法の考え方だと思います。ところが、組織が大きいですから、本省の河川環境課がそう考えていても、末端の木津川上流工事事務所に来るまでに、10年、20年かかるかもしれませんが、大分考え方が進んできたなあというふうに、それを読んで思いました。

そんな考え方で、ここをもう1回練ってみたいと思います。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

もともとの、この 3、40 年の不合理さが起こってきて悲鳴が上がってきたのは、自然という、要するに連続体を不連続にしてきたということだと思います。常に、そういうところはもとに戻りながら考えないといけないと思います。つくってきたものをもとに戻そうと思ったら、トライ・アンド・エラーでやっていながら知恵を働かさない、ことは起こりませんし実現できません。

ある意味では適正というのは非常に難しいのです。その時代の特性や流れを知り、どういう要因要素によって、他の流域に影響をおよぼすのかを見ながら、何が適正かというのは非常に難しいです。部分的な、ローカルなところだけの適正ではないのですよね。あるところにある変化をさせたら、それは広く影響が及ぶわけです。

ただ、そこは、私は今回皆さまにチラシを配らせてもらいましたね。まずは暮らし自身が再生されないと子供たちが育たないのですよ。特に都市河川はいじめられてしまったのですね。そうしますと、いかに自然の要素を組み入れていこうかという知恵が働くためにも、のっぺらぼうではなくて、どこかに何とか、場合によっては本来の川には不自然なところに緑を植えるということをしてでもいかないと、もう一度皆さまが自然に対しての思いを取り返していけないという部分もあるわけです。

水系というのは支川もあって、全部毛細管のように、とりわけ上流はあるわけですよ。そういうところを含めて、山里も含めて暮らしてきたわけですよ。そここのところに戻して、近づこうとする方が合理だということですね。長く生き続けるのに合理だ、エネルギーもそんなに使わない、負荷をかけないように変えていこうとしたら、その要因自身を大事にして欲しいと思います。いかにその要因を、現状の中で、矛盾している中ではめ込んでいけるのかということが一番大事ではないですか。そこが知恵の働かせどころだと思うのです。恐らく失敗もすると思います。ですけども、できるだけいろいろな場面で収束していかないと実現しないと思います。そういった着実感を感じていけるような方向はぜひ欲しいと思いますね。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

どうもありがとうございます。今のお話は、18 ページの「河川整備計画の推進について」の「(3) 実施結果のフォローアップ、見直しと順応的管理」に入ってくるのではないかと思います。

紀平委員 (淀川部会)

先ほど河畔林の話が出ておりましたが、私も有馬委員が言われるように、河畔林というのは水が、川がつくるものだと思っています。従って、ここの文章は、育てるということであれば何かを植えようとする、確かにそう思われます。私は、「河畔林は治水に影響がある時は切る」という文章にしたらどうかなと思います。

それから、ブラックバスの件なのですが、ブラックバスも被害者なのです。これは人間

が持ってきたわけです。でも、ブラックバスは魚食性が強いので、ブラックバスが減る方向で何とか考えないと在来魚が減ります。

その対策としては、浅場をつくることです。水際に本当に浅いところをつくれば、ブラックバスは天敵のアオサギ等の鳥に非常に弱く、ねらわれやすいのです。ですから、今は高水敷が切り立っていますが、そこをなだらかにして氾濫原のような構造に早く作り直せばブラックバスも減っていくと思います。ですから、川を緩斜面の氾濫原があるような河川に戻していこうとすればブラックバスも繁殖がセーブされ、減っていくということになります。むしろ、そういうところに在来の魚は産卵にやってきて、本来水の中で産卵するよりも、増水という刺激で魚は産卵しますから、増水した時に浅い広いところができれば、在来の魚はどんどん増える、供給されることになるので、是非とも浅い水域をつくって欲しいと思います。

もう 1 つ、13 ページですが、「淀川固有の生態系の維持」となっていますが、個体数が減った固有種もいまして、今が大変なのです。平成 9 年の河川法改正で環境が入るまでは治水、利水の方に重点を置いて工事されてきたものですから、かなりの固有種が激減しています。ですから「維持」ではなくて、「維持・回復」という言葉を是非入れて欲しいと思います。その下のところも、「琵琶湖淀川に特有の生態系と多様性を維持する」でなくて、「維持・回復」という言葉を是非入れて欲しいと思います。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

わかりました。そろそろ時間も残り少なくなってきました、皆さまもお疲れではないかと思えます。他にもご意見が多々あるのではないかと思います。一度またゆっくり資料 2 を見て頂いて、具体的に書いた意見を庶務の方に、3 月 25 日までに、ファクスでもメールでも何でも結構ですから、意見を出して頂きたいと思えます。

小竹委員（淀川部会）

最後に、これは意見を述べませんが、皆さま、ご存じの方もありますが、淀川の十三の河川敷で、50 畳のたこが上がっているのです。これは東北大学の原田先生が、河川敷のところにブルーシートで設計して、今週の月曜日の時に上がったのが、50 畳くらいの大きさのたこです。このように都会の中の河川敷では、おかげさまで利用させて頂いているのを皆さま方に知っておいて頂きたいと思えます。また、次々に先生ががんばるのは、去年もイタリアのベネチアへ行って世界記録をつくられました。こういう方が住んでおられるということもご報告させて頂きます。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

資料 4 と資料 5 を河川管理者の方から出して頂いているので、補足の説明をお願いしたいと思えます。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 水野）

中間とりまとめの議論がされておりますので、今この議論をすると、昔の議論に戻るかもしれません。ただ、部会においていろいろと質問を受けたものにちゃんと回答するという意味で、これまでの宿題や質問について整理してまとめてありますので、ご覧頂ければと思います。

2種類あります。資料4は、前回受けた質問についての回答をまとめたものですので、ご覧頂ければと思います。資料5の水質についてのは、今日も大分議論されているので安心しましたが、これまで水質の議論が十分されてないのではないかという意見がありましたので、水質は今後どうあるかという議論をして頂く時のために用意したものです。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

どうもありがとうございました。

これから、一般の方々の意見を述べる時間にしたいと思います。

傍聴者（藤田政治）

大津市の藤田です。2点について申し上げたいと思います。

1点は、利水のことなのですが、水というのは必要な時にいつでも取れると皆さまは思っておられると思いますが、水利権を許可するためには水源手当をする必要があります。その施設をつくるには時間がかかるということを上げたいと思います。というのは、琵琶湖総合開発事業は、昭和30年代の初頭に調査をはじめ、昭和46年から事業を実施しました。平成3年に完成したわけですが、その間に水需要はどんどん膨らんで、昭和30年代の後半からヤミ取水が始まりました。ヤミ取水というのは、水利権を持ってなくて、黙って水を取っていることを言います。ヤミ取水を止めて、施設に暫定水利権を与えたのが昭和61年の暮れです。水が必要な時に我々はいつでも取れると考えるのは大きい間違いです。水利権というのは水源手当ができていて、はじめて安定的に取水できる権利であります。琵琶湖開発事業は着工以来3年には完成する見通しが立った時点で暫定水利権が許可できるわけです。調査を始めて施設が完成するまでには、琵琶湖総合開発事業では30数年かかっていますね。30数年という時間があるということをおぼろげに覚えておいて頂きたいということです。

もう1つは、先ほど、ダムは最後の手段だということをおっしゃっていたのですが、それはちょっと異議ありと思うのです。というのは、洪水調節をする場合に、河道で処理する方法や遊水池で対応する方法、ダムをつくって一時的に蓄えるという方法、その他いろいろありますが、要は、洪水調節というのは、河道配分とダム配分するというのと大きく分けて2つあると思います。今後も、ダムと河道とで配分して最後は経済比較を行い、決めるのが基本だと思います。それをダムは最後の手段というのは頭からダムを否定してかかるのは承服できません。

傍聴者（森本博）

木津川最上流の伊賀の上野から来ました森本と申します。私は淡水生物の生態を勉強しています。本日も生物に関わる議論もありましたが、それについてはまたの時に発言させて頂きたいと思います。

先ほどダムの話がありました。ダムについては議論するとおっしゃっていましたので、感想を申し上げておきたいと思います。

1 つは、ダムの撤去の話です。私もあちこちダムを見たりしています。この前、徳島県那賀川の最上流、木頭村で問題になったダムなのですが、そこを見学しに行ったのですが、既に那賀川にはたくさんのダムが、支流も含めると5つ6つつくられているのです。しかし、よく見ますと、もう埋まっているダムが既に2つほどあるということでした。そして、予定よりも倍くらいの速さで埋まっているという話も聞きました。いずれ、これは撤去の問題が出てくるのではないかと、その時にはどうやるのだろうかとは私は心配しているのです。その辺の議論をして頂きたいと思います。

もう1つは私の住んでいるところに関係あるのですが、伊賀の川上ダムの問題です。川上ダムというのは、ご承知の通り、1968年に洪水、利水と下流住民の安全を図ることを目的として、2,000万tのダムを建設するという事で始まったようです。その時に、実は近畿地方建設局木津川上流工事事務所から委託されまして、当時、生態学の渋谷先生も一緒に、この川の生態学的な調査をやっております。前深瀬川、木津川、名張川、青蓮寺川、宇陀川、ずっとやっております。ちゃんと報告書を出しているわけです。それから既にもう30年たちまして、またこれから着工するという事なのですが、その当時調査した川の状態は、先ほどから話があったように、ずいぶん変わっています。私が見ていても、水生昆虫等は加速度的に減ってきています。現在その川をもう一度調査しておかないとどうなるかわかりません。それから、ダムをつくった後にどのようなことになるかというのも、調査しておかないと比較ができません。そういう点を私は心配しているのです。

もしも川上ダムをさらに進めるということになれば、もう一度生態学的調査からやり直さないといけないと思っています。

傍聴者（枚方市役所 理事 大橋謙一）

枚方市役所の大橋です。1つの意見と1つの質問をさせて頂きます。

1つは、今日の資料2の6ページに関連する話ですが、沿川の自治体から見ると河川敷というのは、平常時はレクリエーションの場として非常に大きい機能を持っています。わかりやすく言うと、花火大会やマラソン大会、たこあげ大会ですね、そういう意味でのレクリエーションの場になっているという点があります。それから、非常時の場合は、いわゆる広域の避難地として地域防災計画等で位置付けております。そういった点について、6ページの資料の現状認識というところでは全く触れられておられません。現状認識という言葉を使いながら、マイナス面、ネガティブな面だけが強調されているような気がいたしますので、この辺の工夫が要るのではないかとこの意見です。

2つめ、11、12ページに土地利用制限という言葉が2、3カ所出てまいりますが、どうい

う進め方・内容なのか、その議論をご紹介頂ければ沿川の自治体としてはありがたいと思います。今日は時間がないのなら次回等でご紹介頂ければありがたいと思います。

土地利用制限をして、農地には水を入れてもよいと理解してよいととられかねません。家を建てさせなくて、洪水をそこへ持ってきてもよいのだというようなニュアンスで使われているのかがわからないのです。そういう意味で、「まず行うべき」ところの「新規立地の制限」という言葉の意味も不明ですし、土地利用制限というのは誰がするのか、河川管理者がするのか、自治体側、いわゆる都市行政がするのかということです。それから「危険地からの移転」と書いてありますが、危険地というのはだれが判定されるのか、こういう点について今日の議論で殆ど紹介頂けなかったので、その点についてご質問と、先ほど言ったように、今日時間がないのであれば次回ご説明の機会があればと思います。

傍聴者（橋本崇弘）

京都府の城陽市からまいりました橋本と申します。

5 ページと 7 ページについて、考えを述べさせていただきます。参考になれば幸いです。

瀬田川、宇治川に関しましては発電という特性があるのではなかろうかと思えます。それから、宇治の鵜飼行事があります。これも非常に水と関連しております。

それから桂川ですが、保津峡の山の地形と水量を利用したいかだ流しに変化して、舟運となり現在は、保津川下りという観光があります。それから、本日、委員の方のお 1 人が申された、文化的なところで嵐山とおっしゃっていましたが、その通りだと思います。あそこでは、木橋に見える渡月橋という有名な橋があります。その上流では、平安時代からの船遊びが今も行事としてやられ、またその下流では、水の神様酒の神様で有名な松尾大社の松尾祭りでは、みこし洗いとして桂川をみこしが渡るという行事もなされております。

それから、淀川本川に関しましてですが、八百八橋ということであれば、あの有名な天神祭、船渡御というのが入るべきではなかろうかと思えます。以上ですが、ご参考になればありがたいです。

傍聴者（山本俊一）

大戸川ダムの直接地域からまいっている山本と申します。

私は昭和 28 年に壊滅的な打撃を受けまして、あの災害の直撃を受けた 1 人です。それ以来、昭和 46 年以来、建設省で治水のためにダムをつくらうということが行われてきたわけで、既に 55 戸が、生活再建を目指して 800 年の歴史を捨てて移住いたしました。この河川整備計画にあの流域 5 万人の生命と財産がかかっているわけです。やはり地域によって必要なダム、必要でないダムはあろうと思えます。住民の要望によって建設省が考えられたダムであるということを十分ご理解して頂いて、こういう問題に取り組んで頂きたいとお願いいたします。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

他に何かご意見はありませんか。いろいろご意見を頂いて、土地利用の問題の質問もあ

りましたけれども、時間の関係がありますので、その辺はまた別途ちゃんと説明できるような中身にしたいと思います。

有馬委員 (淀川部会)

駆け込みでこれを宣伝させて下さい。「自然豊かな淀川をめざして」というパンフレットが配ってありますが、守口の生涯学習情報センターで環境委員会を開いて討議をするというお知らせです。是非集まって下さい。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

では、本日の淀川部会はこれで終わりたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、これにて、第13回淀川部会を終わらせて頂きたいと思います。  
なお、本日の資料に関するご意見については、随時庶務の方までご意見を頂ければと思います。  
どうもありがとうございました。

以上